

審 第 1 7 1 2 号
答 申 第 2 2 0 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年4月20日付け公委（○警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第197号

平成28年3月13日付けで審査請求人から提起された自己情報不訂正決定
（平成28年2月29日付け○警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月29日付け○警発第○○号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成27年12月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○○月○○日○○駅近くの居酒屋『○○○○』でトラブルになった後、○○警察署で飲酒検知されたときの結果が分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関は、「飲酒検知管用封筒（平成○○年○○月○○日付けのもの）」（以下「本件文書」という。）を特定し、自己情報開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行った。
- （3）審査請求人は、平成28年2月1日付けで実施機関に対して、本件文書のうち「被疑者」を「人命救助保護者」と訂正するよう、条例第31条第1項の規定により訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- （4）本件訂正請求に対し、実施機関は、訂正しない理由を「調査の結果、請求の趣旨及び理由が認められなかったため。」として本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年3月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年4月20日付け公委（○警）発第○○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

人命救助保護の記載のとおり求める。

イ 審査請求の理由

私飲酒者へ○○警察署員（男）が飲酒させて、○○市○○○○○○○○居酒屋○○○○店外路上で署員（男）が私を倒して暴行傷害行為中覆面パトカーに通報、口鼻を塞ぎ殺して消しさってもよいと口述直後刑事課（男）三名が、人命救助保護人

目を回避し覆面パトカーへ乗車させ本署で被疑者扱い、(刑事(男)が加害者 被告訴人併せて被害届を受理)

(2) また、審査請求人は、意見書においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 刑事男が審査請求人の平穏生活を侵害しているとする点。

イ ○○警察署当直刑事課及び生活安全課長警部らが、加害者である○○警察署刑事男を不当擁護しているとする点。

ウ ○○警察署は、告訴人を審査請求人、被告訴人を○○警察署刑事男としている告訴状について不受理としたとする点。

エ ○○署刑事と同署当直警察官が審査請求人を罵にはめたとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件文書の性質等について

飲酒検知管用封筒は、対象となる者の呼気内のアルコール濃度を測定した飲酒検知管を収納するために用いられるものであり、主に道路交通法(昭和35年法律第105号)に係る飲酒取締りで使用されている。

この飲酒検知管用封筒は各都道府県によって異なり、実施機関においては例規等に定められた様式でないことから、飲酒取締以外にも、実施機関が取り扱った各種事案の当事者の飲酒状況を明らかにするために広く活用されており、保護着手時においても現場警察官が被保護者の飲酒状況を明らかにするため飲酒検知を実施した際に、測定した飲酒検知管を収納するために使用されるものである。

(2) 本件審査請求について

前記3(1)により、審査請求人が、本件決定の取消しを求めるものと判断した。

(3) 審査請求人からの提出資料について

ア 審査請求人は、訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類として、以下の資料を提出した。

(ア) 保護取扱カード(平成○○年○○月○○日付けのもの。)

本資料は、審査請求人が○○警察署に保護された際に作成された保護取扱カードである。

(イ) 被保護者観察表(平成○○年○○月○○日付けのもの。)

本資料は、審査請求人が○○警察署に保護された際に作成された被保護者観察表である。

イ これらの提出資料は、実施機関が本件文書を作成した際に併せて作成された文書であり、その内容については保護に着手した警察官(○○警察署当直員及び当直主任)が、審査請求人を被保護者として取扱い、保護を要する者であることを判断した客観的な理由、同着手時の被保護者の歩行能力、言動、負傷、その他の異常の状況等を綿密に観察した結果を記載しており、審査請求人が○○警察署に保護されたことを明らかにするためのものである。

(4) 本件文書における本件審査請求に係る「被疑者」の表記について

ア 審査請求人は〇〇警察署に泥酔者として保護されており、その際同人の飲酒状況を検知するために呼気検査が行われ、同検知結果である飲酒検知管を収納するため、本件文書が使用されている。

イ 飲酒検知管用封筒には「被疑者」なる記載がなされており、これは同封筒が主に道路交通法違反被疑事件（飲酒関係法令違反）において、被疑者の飲酒状況を明らかとすべく用いられることに起因する。

ウ この封筒自体は様式として定められたものではなく、道路交通法違反被疑事件において使用される頻度が高いため「被疑者」との表記を印刷し使用しているが、本件の審査請求に係る同封筒の使用については、保護された者の飲酒検知を行った結果を同封筒に収納したものであるから、「被疑者」なる表記は適切でない。

エ しかし、前記資料は、同人が警察業務において「保護者」として取り扱われていることを示していることを疎明するのみであり、また、同人が訂正を求めている「人命救助保護者」との呼称は、警察業務上使用される呼称ではない。

オ よって、審査請求人の申し立てどおり呼称を訂正する理由は認められない。

カ なお、本件文書に記載があった「被疑者」の表記については、審査請求人は保護されたものであり被疑者でないことが明白であるから、〇〇警察署長の職権により同部分を二重線により削除する訂正を行ったものである。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人の前記3(1)イの申し立てについては、本件決定に何らの影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、〇〇市内の飲食店において発生したトラブルについて通報を受けた〇〇警察署が、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項により審査請求人の保護を行った事案（以下「本件保護事案」という。）において使用した飲酒検知管を収納した封筒であり、「飲酒検知管」との表題のほか「平成 年 月 日」、「被疑者 住所」、「氏名」、「年齢」、「送致番号」、「識別番号」及び「有効期限」との項目が活字印刷により付され、「平成 年 月 日」、「住所」、「氏名」及び「識別番号」に日付や審査請求人の情報が手書きで記載されている。

(2) 訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は、本件文書の「被疑者」との活字印刷部分を「人命救助保護者」と訂正するよう求めているものであるが、諮問実施機関は、前記4(1)のとおり、本件文書は主に道路交通法違反被疑事件において使用されている封筒を審査請求人の飲酒検知管の保管用に使用していたものであり、「被疑者」との表記は適切でないものの「人命救助保護者」は業務上使用されるものでは

なく訂正する理由が認められない旨を説明するため、以下検討する。

イ 本件保護事案は、警察官職務執行法の規定により審査請求人を一時的に保護したものであるが、審議会で確認したところ、実施機関における保護事案についての状況を記録する規定様式(保護取扱カード)において、保護の対象者は「被保護者」とされており、その他、関係法令においても「人命救助保護」との用語は使用されていないことが認められた。

ウ そうすると、本件保護事案において審査請求人が「被疑者」ではないことは明白であるものの、警察官職務執行法等による保護事務及び本件文書の作成目的からすれば、審査請求人の属性を「人命救助保護者」とするまでの特段の事情は認められないというほかなく、また、実施機関が本件決定と併せて職権により「被疑者」の表記を削除していることからすれば、本件訂正請求による内容に訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

エ なお、今後、実施機関において本件のように他事務の規定様式等を流用するといった場合には、関係者に対する誤解等を招くことのないよう配慮されたい。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月22日	諮問書の受理
平成28年 6月29日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 7月25日	意見書の受理
平成30年 7月25日	審議(平成30年度第4回第2部会)
平成30年 9月28日	審議(平成30年度第5回第2部会)

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者